

各位

会社名 東京応化工業株式会社
代表者名 取締役社長 種市 順昭
コード番号 4186 (東証プライム)
問合せ先 広報CSR部長 高須 亮一
TEL. 044-435-3000

「東京応化グローバル社員持株会制度」の導入に関するお知らせ

当社は、これまで日本国内で運用してきた従業員持株会に加え、当社グループ視点での会社利益の従業員還元、福利厚生均衡化および一体感醸成を目的として、「東京応化グローバル社員持株会制度」（以下「グローバル持株会制度」といいます。）を導入することを発表いたします。

1. グローバル持株会制度導入の背景

当社グローバル拠点に在籍する役職員に当社株式に対して興味を持っていただくことで、自社株を意識し、勤労意欲および経営参画意識を高め、当社グループの中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としております。今般、野村證券株式会社、Global Shares a J.P. Morgan company および Tapestry Compliance Limited が提供するグローバル持株会制度を活用し、グローバル拠点に在籍する役職員へ持株会制度を提供いたします。

2. グローバル持株会制度の概要

グローバル持株会制度は、グローバル拠点に在籍する役職員が当社株式を定期的に購入し、中長期的な資産形成を支援する制度です。

グローバル持株会制度では、給与から天引きされたグローバル拠点に在籍する役職員一人一人の拠出金額をまとめ、当社株式を購入します。

※導入予定グローバル拠点：米国、台湾、韓国、中国、シンガポール、オランダ、フランス

3. グローバル持株会制度規約の概要

項目	内容
(1) 総則	グローバル持株会制度の運営は、当社が統括する。
(2) 入会者	当社からの出向社員を除く、各拠点の役職員のみが参加できる。 但し、参加は任意とする。
(3) 入会要件	入会者としての条件を満たし、かつ試用期間を経て、会社から送付される株式譲渡契約に同意すること。
(4) 入会期間	当社が指定する期間に入会要件を満たした各グローバル拠点の

		役職員が入会できる。
(5)	拠出金額	入会者は別途規約に定める最小拠出額および最大拠出額の範囲で設定する。
(6)	奨励金	拠出金額に対して 10%分を各グローバル拠点が支給する。
(7)	拠出金額の変更	入会者は当社が指定する期間にのみ拠出金額を（最大および最小許容拠出額の範囲内において）変更することができる。
(8)	拠出金額の停止	入会者はいつでも拠出を停止することができる。
(9)	退会	入会者はいつでもグローバル持株会制度から退会することができる。
(10)	配当金	原則、当社株式に再投資される。
(11)	退職	退職した場合、参加資格は喪失する。
(12)	権利譲渡	持株会で株式を購入する権利を他者へ譲渡はできない。譲渡を行おうとした場合、直ちに本権利は失効する。
(13)	準拠法 管轄裁判所	日本法 日本の裁判所が専属的合意管轄権を有する。

(注) 1. 上記規約は各国の法令に基づき運用されます。

2. 中国の参加者の配当金は中国へ送金する必要があり、再投資はされません。

4. グローバル持株会制度の運営にあたってのサービス提供会社の概要

① 野村證券株式会社

野村證券株式会社は、資本市場を通じて、個人投資家をはじめ、さまざまな企業に、資産運用・資金調達などのサービスを提供しています。

<https://www.nomura.co.jp/introduc/>

② Global Shares a J.P. Morgan company

Global Shares a J.P. Morgan company は米国ニューヨークに本社を置く世界有数のグローバル総合金融サービス会社である JP モルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の株式報酬制度管理サービスに特化したフィンテック企業です。株式報酬制度を展開する際に発生する実務をワンストップでサポートしています。

<https://www.globalshares.com/ja/>

③ Tapestry Compliance Limited

Tapestry Compliance Limited は、グローバルでの従業員株式制度、役員報酬やインセンティブを専門とする、数々の賞を受賞したイギリスの法律事務所で、グローバル社員持株会制度の法務、税務、その他コンプライアンスに関するアドバイスをしています。

<https://tapestrycompliance.com/>

以 上